

海外安全対策情報（2019年10月～12月）

1 当地の治安情勢及び国内における犯罪動向と主な注意点

11月12日、イスラエル軍によるガザ地区内のパレスチナ抵抗勢力への攻撃が行われ、同攻撃に対しガザ地区から多数のロケット弾等がイスラエル側へ発射され、一部はテルアビブ近郊やアシュドット(Ashdod)上空にも飛来した。その後、イスラエル軍とパレスチナ抵抗勢力双方による攻撃の応酬に発展し、14日時点で、イスラエル・パレスチナ抵抗勢力間での停戦合意が報じられたが、その後も16日までガザ地区から同地区周辺へのロケット弾等の発射が散発的に発生した。

今後も、政治情勢や地域・国際情勢等の要因により治安情勢が突如悪化する可能性があるため、常に状況に応じた、適切な安全対策を心がけ、特に以下の点に留意する。

(1) 当地においては、ガザ地区、レバノン領及びシリア領内からロケット弾等が飛来する可能性があることを考慮し、空襲サイレン吹鳴時におけるシェルターへの避難等、緊急時の速やかな対応を常に意識する。

(2) イスラエル人とパレスチナ人との間の緊張は継続しており、エルサレム旧市街、東エルサレム、ヨルダン川西岸地区（以下「西岸地区」）及び特にガザ地区境界において、パレスチナ人によるイスラエル人（治安機関を含む）に対する襲撃事案等及びこれに対するイスラエル治安機関による事態制圧・逮捕事案が引き続き発生している。こうした状況を踏まえ、自身の所在地、訪問先の治安情勢については常に注意を払い、異変を感じた場合にはその場から直ちに離れることを心がける。

(3) 毎週金曜日、イスラム教徒による大規模な集団礼拝（金曜礼拝）が行われる正午以降の時間帯においては、モスク周辺地区への滞在・移動について特に注意が必要。

(4) その他、一般犯罪についても、イスラエル国家警察の統計によると、2018年の当国での犯罪発生件数は321,183件であり、人口比での犯罪発生の頻度は日本の約5倍に上っている。当地滞在中は、海外に滞在していることを意識しつつ、日頃の注意が必要。

※ 更に詳細な安全対策等については、大使館HPに掲載の「安全の手引き」等の安全情報を参照。

URL: https://www.israel.emb-japan.go.jp/html/JP_AnzennoTebiki.html

2 最近の被害者等を伴う主な事案の発生状況

(1) テルアビブ及びその周辺

10月12日、テルアビブ市東部の路上において、走行中の車両が爆発炎上、車内の男性1名が死亡した。警察の捜査により犯罪組織同士の抗争と判明した。

10月13日、パルデス・ハンナ（Pardes Hanna）市街地近くの幹線道路上（ネタニヤ市北東）において駐車車両に設置されていた爆発物が爆発し、付近を歩行中であったイスラエル国籍の女性及びその子供2人が軽傷。警察の捜査により犯罪組織同士の抗争と判明し、爆発した車両の近辺で爆発物が仕掛けられた車両1台（爆発物は不発）がさらに発見された。

（2）ガザ地区及び同地区周辺

上記1以外にも、従来からイスラエルとの境界付近で、パレスチナ人による抗議デモや火炎瓶、ロケット弾等の飛来が発生しており、それらに対しイスラエル軍が反撃する事態がたびたび発生している。

（3）エルサレム旧市街、東エルサレム、西岸地区

10月29日、エルサレム旧市街にて、イスラエル治安当局に刺傷攻撃を試みたとしてパレスチナ人が銃撃され、その後、同パレスチナ人は逮捕された。

10月30日、ヘブロン（Hebron）旧市街にてイスラエル治安当局に刺傷攻撃を試みたとして、パレスチナ人が逮捕された。

11月17日、ベツレヘム（Bethlehem）のジャーセル・パレス・ホテル（Jacir Palace Hotel）付近でパレスチナ人とイスラエル治安部隊の衝突が発生し、パレスチナ人が負傷した。

11月26日、ベツレヘム（Bethlehem）のジャーセル・パレス・ホテル（Jacir Palace Hotel）付近等のヨルダン川西岸地区内の複数箇所において、米国国務長官のイスラエル人入植地が国際法違反ではないとの発言等に対するパレスチナ人の抗議活動が発生し、イスラエル治安部隊との衝突によりパレスチナ人が負傷した。

11月30日、ヘブロン（Hebron）南西部のニゴホット（Negohot）入植地付近にてイスラエル人車両に火炎瓶を投げた複数のパレスチナ人がイスラエル治安部隊の銃撃を受け1人死亡し、2名が負傷した。

3 テロ・殺人・誘拐等凶悪事件による邦人被害発生状況

邦人被害の報告はない。

4 対日感情

基本的に良好であり、特段の変化は見られない。

5 日本企業の安全に関する諸問題

上記の状況であるので、各企業・団体においては、不測の事態に備え、緊急対応や連絡体制の整備及び維持・管理を日頃より継続的に行う必要がある。また、出張者等が当地を訪問する場合は、短期間であっても「たびレジ」への登録を行う。

6 大使館で実施した、邦人安全対策のための具体的措置

(1) 大使館からの情報提供（在留する全ての邦人対象）

(ア) 11月12日：ガザ地区からのロケット弾発射に関する注意喚起 11/12

(イ) 同日：ガザ地区からのロケット弾発射に関する注意喚起 11/12-2

(ウ) 11月14日：イスラエル・パレスチナにおける注意喚起，安全対策 11/14

(2) 以上の他、「たびレジ」登録者のみを対象とした注意喚起メールを別途発出した。

(ア) 10月：3回

(イ) 11月：2回

(ウ) 12月：1回